

定 款 施 行 細 則

- 第 1 条 この細則は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款（以下「定款」という）第12章第66条に基づきこれを定める。
- 第 2 条 定款第1章第 2 条にいう支部とは、別に定める支部規程による。
- 第 3 条 この協会の事業を達成するため必要と認められる者は、定款第2章第 7 条の規程にかかわらず、理事会の議決を経て別に定める推薦入会規程によりステージⅣ、ステージⅢ又はステージⅡとして入会することができる。
- 第 4 条 この法人の正会員の入会金は 20,000 円とする。
2. この法人の年会費は次のとおりとする。ただし、特別会員は年会費を納めることを要しない。
- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| (1) 正 会 員 (ステージⅣ) | 年 額 | 15,000円 |
| (2) 正 会 員 (ステージⅢ) | 年 額 | 13,000円 |
| (3) 正 会 員 (ステージⅡ) | 年 額 | 11,000円 |
| (4) 認定会員 (ステージⅠ) | 年 額 | 6,000円 |
| (5) 賛助会員 (法人) | 年 額 (1 口) | 200,000円 |
| (6) 賛助会員 (個人) | 年 額 (1 口) | 10,000円 |
3. 会費納入は年 1 回とし、毎年 9 月末日までに納入し、次年度分とする。
4. 既納の入会金及び会費はどのような事由があっても返還しない。
- 第 5 条 定款第2章第9条にいう公認スキー学校とは別に定める公認スキー学校規程により理事会の認証をうけたものをいう。
- 第 6 条 定款第2章第11条により退会した会員は別に定める会友規程により会友となることができる。
- 第 7 条 定款第4章第25条による役員候補者の選考については別に定める役員候補者選考規程による。
- 第 8 条 定款第8章第61条にいう部・委員会とは別に定める部・委員会規程による。
- 第 9 条 この細則に基づく各規程は理事会の議決により定める。

附則 この細則は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この細則は、一部訂正し、平成24年11月15日から施行する。

附則 この細則は、一部訂正し、平成30年10月 1日から施行する。

但し、第 4 条 2 項の年会費は第41期分から適用する。